

「農林水産関係市町村別統計」利用者のために

1 目的

本統計は、国の農政上の主要施策を推進する上で必要不可欠な、経営所得安定対策の交付金算定、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく農業共済事業の共済金額の算定のための基礎資料を整備することを目的としている。

2 利用上の注意

(1) 耕地面積及び水稻

この市町村別統計は、「作物統計調査」を実施する上で把握した地域における標本調査結果及び現地見積りの結果、関係機関からの情報等を踏まえ、都道府県計値の内訳として市町村別に配分することにより作成した加工統計であり、市町村別の値を目的として設計された調査に基づいて直接得られたものではない。

(2) 麦類、大豆、そば及びなたね

この市町村別統計は、「作物統計調査」を実施する上で把握した地域における集出荷団体、生産者等への郵送調査結果及び行政機関等からの情報を踏まえ、都道府県計値の内訳として市町村別に配分することにより作成した加工統計であり、市町村別の値を目的として設計された調査に基づいて直接得られたものではない。

また、田畑別の 10 a 当たり収量については、過年次の結果を基に推計したものであり、当年産の調査結果から推計したものではない。

(3) てんさい

この市町村別統計は、「作物統計調査」を実施する上で把握した日本ビート糖業協会への郵送調査結果及び行政機関等からの情報を踏まえ、北海道計の内訳として市町村別に配分することにより作成した加工統計であり、市町村別の値を目的として設計された調査に基づいて直接得られたものではない。

(4) 「作物統計調査」は、都道府県計値を求めるために目標精度を設定し、調査の設計がされている。

(5) 面積、収穫量ともに耕地の存在する市町村に計上しており（属地統計）、耕作者の市町村間の出作・入作を考慮していない。

- (6) 数値については、次の方法で四捨五入しており、市町村値の計が都道府県値と一致しないことがある。

原 数		7 桁以上 (100万)	6 桁 (10万)	5 桁 (1 万)	4 桁 (1, 000)	3 桁以下 (100)
四捨五入する桁数（下から）		3 桁	2 桁		1 桁	四捨五入しない
例	四捨五入する前（原数）	1, 234, 567	123, 456	12, 345	1, 234	123
	四捨五入した数値（統計数値）	1, 235, 000	123, 500	12, 300	1, 230	123

- (7) 表中に用いている符号

「0」：単位に満たないもの（例：0.4ha→0 ha）

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

- (8) 秘匿措置について

統計調査結果について、生産者数が2以下の場合には、調査結果の秘密保護の観点から当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

- (9) 市町村の範囲については、令和6年4月1日現在の区域である。

【お問合せ先】

◎耕地面積に関すること

農林水産省 大臣官房 統計部

生産流通消費統計課 面積統計班

代 表：03－3502－8111 内線 3681

直 通：03－6744－2045

◎水稲、麦類、大豆、そば、なたね及びてんさいに関する こと

農林水産省 大臣官房 統計部

生産流通消費統計課 普通作物統計班

代 表：03－3502－8111 内線 3682

直 通：03－3502－5687